

大和市告示第60号

大和市社会体育関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月27日

大和市長 大 木 哲

大和市社会体育関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市社会体育関係団体補助金交付要綱（平成21年大和市告示第74号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（補助事業）」に改め、同条中「補助の対象となる事業」を「補助事業」に改める。

第4条中「補助金の交付を受けようとする者」を「申請者」に改める。

第5条中「補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）」を「補助事業者」に改める。

別表大和市スポーツ少年団本部の項中「3分の1」を「額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の別表の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。